

平成 20、21 年度  
中期目標の達成状況報告書  
(別添資料)

平成 22 年 6 月  
島根大学

## 目 次

- 資料 - 1 既卒者に対する就職支援強化に向けた情報提供の取組み  
(キャリアセンター・ホームページより) . . . . . 1
- 資料 - 2 島根大学博士研究員等派遣研究事業に関する協定書 . . . . . 2

【別添資料Ⅱ-1】

本学ホームページ(トップページ)

Shimane University Career center

本学ホームページのトップから「キャリアセンター」専用ページにリンクさせた。

既卒者求人情報の最新状況を分かりやすく表示

卒業生のみなさまへ

既卒者向け求人情報を提供

**既卒者求人情報**

既卒者向け求人情報を提供

お問い合わせご連絡は、上記の島根大学キャリアセンター連絡先までお願いいたします。

2009年度求人情報へ					
掲載日	業種	勤務地	求人数	業務内容	応募期限
4/22	医療、福祉	香川県	1名	総務事務員 応募資格:第二新卒者	<採用時期> 平成22年6月
4/22	教育、学習支援業	中国・四国・関西・九州・東海地区	10名	個別指導塾の運営管理	無
4/21	情報通信業(グループ企業は、飲食サービス業)	首都圏、東海地区、中部地区、関西地区	1名	グループ企業のワインレストランスタッフ(この業界に興味のある方希望) 応募資格:平成22年3月既卒者のみ	無
4/21	医療、福祉	兵庫県	1名	児童指導員または保育士 応募資格:児童指導員(学校教諭免許取得もしくは大卒で心理学・教育学・又は社会学を履修)または保育士	<採用時期> 平成22年5・6月

【別添資料Ⅱ-2】 島根大学博士研究員等派遣研究事業に関する協定書(写)

島根大学博士研究員等派遣研究事業に関する協定書

国立大学法人島根大学、島根県商工会議所連合会、島根県中小企業団体中央会及び島根経済同友会（以下、総称して「協定者」といい、個別に「各協定者」という。）は、地域産業の振興に寄与するため、相互が連携・協力をすることに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）から、博士研究員及び大学院博士後期課程に在学する大学院生（以下「博士研究員等」という。）を、共同研究を前提として島根県内の企業、団体等（以下「企業等」という。）へ研究員として派遣することにより、当該企業等に研究協力することにも地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 協定者は、博士研究員等派遣研究事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる連携・協力を行うこととする。

(1) 派遣研究事業の円滑な推進に関すること。

(2) 地域の産業振興、人材育成に関すること。

(3) その他、連携・協関に関すること。

(費用)

第3条 島根大学は、博士研究員等の派遣に当たって、受入れ企業等と個別に協定の二、研究内容、派遣研究期間、費用負担等に関する覚書を交わすこととする。

(有効期間)


第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、各協定者のいずれからも改定の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)


第5条 本協定書に定めるもののほか、連携・協力の範囲その他必要な事項については、協定者が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、各協定者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。


平成22年3月25日




国立大学法人島根大学  
学 長  
山本廣基




島根県商工会議所連合会  
会 頭  
丸 磐 根



島根県商工会連合会  
会 長  
石 雅 善



島根県中小企業団体中央会  
会 長  
杉 谷 雅 祥



島根県経済同友会  
代表幹事  
宮 脇 和 秀